

宇治のお店おうえんクーポン取扱店舗登録申請書兼誓約書

【誓約事項】

(参加を希望する事業者)
事務局は、本事業に参加を希望する宇治市内の事業者(店舗)を次の要領で公募するものとする。
1.募集期間は、2020年9月4日から2021年1月15日までとする。
2.参加を希望する事業者(以下「参加事業者」)は、専用サイトの申込フォームから必要な情報を登録するものとする。また、事務局に紙様式の「登録申請書兼誓約書」を提出することもできる。
3.参加事業者は、事務局の審査を経て承認を得るものとし、事務局の審査内容について、参加事業者は異議を申し立てないものとする。
4.参加事業者は虚偽の申請をしないこと。虚偽の申請が発覚した場合は参加事業者として一切認められないものとする。
5.参加事業者は、本事業規約に同意の上、登録事業者としてクーポンを取扱うこととする。
6.登録事業者の本事業への登録は無料とする。
7.登録事業者は、次に掲げるものとする。
(1)市内に店舗を有している事業者
(2)大企業(みなし大企業含む)・チェーン店(※1)・フランチャイズ店(※2)は対象外とする。
(3)スーパー・コンビニエンスストアは対象外とする。
(ただし、市内において単一店舗のみを営む小規模スーパーは対象とする。)
(4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体、クーポンの利用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取り扱う店舗、公序良俗に反する営業を行う者、その他、事務局が不適当であると認める事業者は対象外とする。
(5)その他、事務局が許可したもの。
8.登録事業者は登録事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局へ報告するものとする。
9.登録事業者は、クーポン利用者からクーポンの提示を受けた場合には、クーポンの額面金額に同じ現金同様の取扱いを行う。但し、クーポンの受領に際してのつり銭は支払わないものとする。
(※1)本部が単一資本で11以上の店舗を直接経営・管理する形態
(※2)本部が加盟店に対して、特定の商標・商号等を使用する権利を与えるとともに、加盟者の物品販売、サービス提供、その他事業・経営について、統一的方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部に金銭を支払う事業形態

(換金)
クーポンの換金については、管理システムより支払データを抽出し、半月毎に登録事業者の指定口座に自動振込する。

(登録事業者の責務)
登録事業者は、次の責務を負うものとし、故意に違反した場合にはその損害を事務局に対して負うものとする。
1.登録事業者は虚偽の申請をしないこと。虚偽の申請が発覚した場合は厳正に対処するものとする。
2.本事業の対象とならない商品に対して、クーポンの使用を認めないこと。
3.偽造クーポン等が流通しないよう、店頭でのクーポンの取扱いに注意すること。
4.不正にクーポンを取得したことが明らか相手からクーポンを受取らないこと。
5.その他、本事業の目的に反するような行為はしないこと。
6.本規約各条項の定め及び事務局の指示を遵守すること。

(登録事業者に対する損害金の返還請求及び登録事業者資格の喪失)
登録事業者の責務に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、事業者登録の取り消し及び損害金の返還を請求することができる。また、違反内容によっては、事務局を通じて消費者に公表することができる。また参加事業者資格を喪失した場合は、クーポン利用者から受け取ったクーポンの換金等、一切の権利を失うものとする。

(クーポン購入者に対する返還請求)
クーポンを購入した者が、次のことを行った場合は、事務局は、プレミアム相当額の返還を請求することができる。
1.クーポンを他人に売却すること。
2.クーポンを担保に供し、または質入れをすること。
3.登録事業者が自らクーポンを購入し、自店舗で使用されたかの様に偽って換金する等の不正行為をしないこと。
4.その他のクーポンの目的に相反する行為。

(不正使用の損害)
クーポン偽造等の不正使用により本事業に損害を与えたときは、不正使用者に損害金の全額を賠償させるものとする。

(事故)
クーポンを所有する者のもとで発生した事故については、所有する者がその責を負い、事務局はその責を負わないものとする。

(偽造)
登録事業者は、細心の注意をもって偽造などに対処するものとし、偽造が疑われるクーポンが持ち込まれた場合は、商品やサービスとの引き換えを拒否し、その旨を速やかに事務局に報告するものとする。なお、こうしたクーポンを受領した場合においては、登録事業者の責とする。

(会計)
本事業の会計は事務局において行う。

(その他)
この規約に定めのない事項については、事務局において協議し決定する。

(準拠法、裁判管轄)
本規約は日本語を正文とし、その準拠法は日本法とする。本サービスに起因または関連してお客様と事務局との間に生じた紛争については京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この規約は、2020年9月4日から施行する。

インターネットからのご登録の場合は・・・
右記URL「<https://e-ps.jp/form/ujicity/pgift/>」またはQRコードより登録フォームを開いてご申請ください⇒



私は、募集要項及び誓約事項の内容について遵守することを誓約し、取扱店舗の登録代行を申請します。

年 月 日 氏名 印

■入金先金融機関口座情報(※は必須項目です)

金融機関名※		支店名※	
預金種別※	普通預金・当座預金・貯蓄	口座番号※	
口座名義(フリガナ)※			

■事業者情報(※は必須項目です)

事業所名※			
所在地※	〒		
TEL※		FAX※	
担当者名※		Eメールアドレス※	

■店舗情報(※は必須項目です)

店名※			
店名(ふりがな)※			
所在地※	〒		
TEL※			
営業時間		定休日	
ジャンル※ (該当するもの1つに○をつけてください)	スーパー 飲食料品店 衣料・身の回り品取扱店 雑貨店 メガネ・コンタクトレンズ・補聴器 薬局 バイク・自転車販売 飲食店 旅館・ホテル おもちゃ・ベビー用品 クリーニング 理容・美容店 リフォーム業 その他()		
ホームページ(URL)			

市内に複数の店舗がある場合は、各店舗毎にご登録ください。

※個人情報の取り扱いについて・・・登録申請書に記載された個人情報については、デジタルクーポン事業に関する業務の範囲内でのみ利用・管理・保管されます。